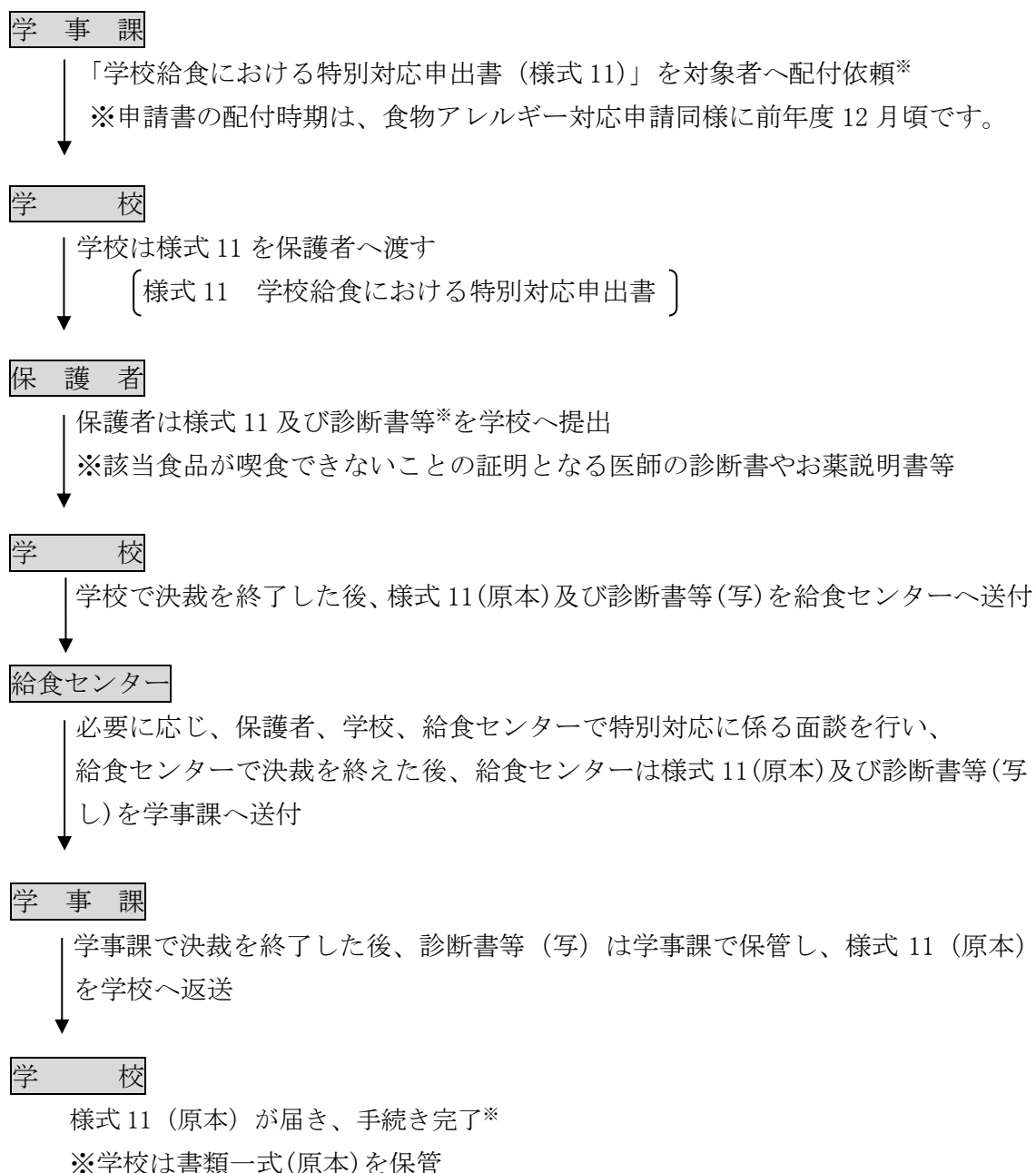


3-1 学校給食における特別対応について

1) 特別対応について

食物アレルギー以外の疾患（乳糖不耐症等）や服薬の関係により、除去対応が必要な場合は、食物アレルギー対応を準用し、特別対応を行います。

(1) 特別対応申請の流れ



(2) 特別対応申請等における留意点

- ・申請は、食物アレルギー対応同様に毎年度とし、継続して対応が必要な場合は、保護者は様式 11 及び診断書等を提出し、申請すること。
- ・特別対応に中止（変更）が生じる場合は、保護者は「特別対応における中止（変更）届（様式 10-1）」を学校に提出すること。